議会運営委員会会議録（要旨）

日　時	平成３０年９月５日（水）　午前９時１３分～午前９時２３分
場　所	長久手市役所本庁舎　２階　委員会室
出席委員	委員長　岡崎つよし　　副委員長　じんの和子 委　員　大島令子　　加藤和男　　ささせ順子 なかじま和代　　林みすず　　山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	議　長　川合保生 委員外議員　青山直道 事務局長　福岡隆也　　主幹　貝沼圭子　　主任　飯田純子

１　議題

一般質問補助資料について

（委員長）　本日、議場に配布される林議員の一般質問補助資料について確認したい。この資料の出典はどこか。

（委　員）　個人の活動ニュースとして配布しているものである。もともと上段に記載していた活動報告等の部分を消し、事務局で受付してもらった。

（委員長）　事務局が許可したのか。

（事務局）　事務局が受け付けて、議長への決裁を経て配布している。

（委員長）　補助資料の下段に個人の意見が入っている。個人の主張は本会議の一般質問で言うべきであると思うが、各委員の意見を伺いたい。

（委　員）　違和感はある。補助資料は、個人の意見が書かれていないものを意識して提出している。

（議　長）　補助資料は一般質問をより理解しやすくするためのものであり、個人の意見は一般質問で述べるべきである。今回は見落としてしまったが、今後気をつけてもらいたい。

（委　員）　補助資料は、言葉で説明しきれない部分、見て伝わりやすいものを提出している。ルールがあるとよいと考える。

（委　員）　認識不足があった。開会に間に合うのであれば、補助資料の下段は除いてもらってもよい。

（委　員）　今回対応ができるか分からないが、今後は個人の意見は除き、事実のみを資料とするべきである。

（委　員）　あくまで補助資料であるため、個人の意見は一般質問で発言すべきである。

（委　員）　議場配布する資料は、個人的なものではなく客観的であることが必要である。

（委　員）　議場配布する資料としては、タイトルと下段の意見の部分は気になる。
（委員長）　下部の部分を除いた資料を作成することは可能か。
（事務局）　可能である。
（委員長）　下段の個人の意見の部分除いたものを議場配布することとしてよいか。

＜異議なし＞

（委員長）　以上で議会運営委員会を終了する。